

# 平成31・32年度 島根県建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の 入札参加資格の有効期間を延長します

## お知らせ

平成31・32年度島根県建設工事等入札参加資格の有効期間は令和3年3月31日でしたが、この有効期間を令和4年3月31日まで延長します。

### <延長の理由>

島根県建設工事等入札参加資格は有効期間を2年としており、令和2年度は令和3・4年度に使用する名簿作成のための定期申請を予定しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請者向け説明会や審査作業等について「三つの密」を回避したうえで円滑かつ確実な実施が見通せない状況となったため、延長することとしました。

## 特例措置

### ① 名簿の有効期間

名簿有効期間は令和4年3月31日とします。

現在名簿に登録されている場合、申請手続きは原則不要です。

### ② 格付け※

令和3年度中は引き続き現在の等級を維持します。

※格付け対象業種：土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事、As舗装工事  
ただし、中途の技術者用件の変更に伴うもの、特別点の「施工機械の保有状況」、  
「雇用の確保（若年者雇用及び継続雇用）」の追加申請に関する特例措置は令和4年3月31日まで延長します。

### ③ 新規申請の受付

令和3年度から新規に入札参加を希望する者については、別途申請期間を定めて受け付けます。（別紙1を参照ください）

## 【留意事項】

- 名簿の有効期間内であっても、公共工事を発注者から直接請け負うには**経営事項審査の受審結果が期限切れでないことが必要**です。【重要】  
なお、延長後の名簿有効期間内に受審された経営事項審査結果通知書の写し等の提出は不要です。
- 現時点では島根県のみが有効期間の延長を決定しています。  
県内市町村の対応方針等については、各市町村へご確認をお願いします。

入札参加資格者名簿（工事・業務）申請スケジュール

別紙 1

		年度			H30									H31(R1)									H32(R2)									R3																															
		月			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																
従前	名簿有効期限	名簿有効期間																																																													
	資格申請	定期申請 (12/1~1/16)			追加申請 (4/17~27)			追加申請 (7/31~8/10)			追加申請 (1/15~25)			追加申請 (7/31~8/10)			定期申請 (12/1~1/16)			追加申請 (4/17~27)			追加申請 (7/31~8/10)			追加申請 (1/15~25)			随時申請：商号等の変更																																		



		年度			H30									H31(R1)									H32(R2)									R3																												
		月			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3													
有効期間延長	名簿有効期限	名簿有効期間																																				(特例延長)																						
	資格申請	定期申請 (12/1~1/16)			追加申請 (4/17~27)			追加申請 (7/31~8/10)			追加申請 (1/15~25)			追加申請 (7/31~8/7)			追加申請 (1/15~25)			追加申請 (7/31~8/10)			定期申請 (12/1~1/16)			随時申請：商号等の変更																																		

※令和2年7月時点での予定

◎：追加申請の認定日（記載月の1日が認定日）